| 法定受託事務を中心に効率的かつ効果的な事務処理を行い、市民の老後の生活基盤の安定が図れるように年金受給 | 権確保のための事業を推進する。

的

公平·平等の観点から、法定受託事務の根幹となる免除申請等に係る所得状況等把握の適正化に努め、100%補足すること。

事業開始 昭和47年度以前 根拠 国民年金法·国民年金法施行令·国民年金法施行規則

標

事業

直営

目

美丽	也王何	<u> </u>	牛	芨			法令								
				平成25	年度	平成24年度	比	較					平成25年度	平成24年度	比 較
	事	業費 (決算額) (千円)		4,607	4,584	1	23	コマ	総	コスト	(千円)	26,718	26,802	-84
<u> </u>	-	一般財源			0	()	0	Ŀ	内	事業費		4,607	4,584	23
事業費	1	国府支出金		4,607		4.584	ļ	23	情報	訳	人件費		22,111	22,218	-107
費	財⊢					,		0			公債費		0	0	0
· 財	内	地方債			0	(,	U	従来	_	人あたり	(円)	239	237	2
源	訳	その他特定則	才源		0	()	0	従事職員数	世	帯あたり	(円)	565	568	-3
					0				員数	参	職員数	(人)	2.90	2.80	0.10
					_		1		双	<u>*</u>		7 Mr			

今後も、公平・平等の観点から、法定受託事務の根幹となる免除申請等に係る所得状況把握の適正化に努め、100% 補足する。 方向 性

評	妥当性	効率性	有効性	対
価	Α	Α	Α	象者

原則20歳以上60歳未満の人で国民年金以外の年金制度に加入していない人

事業:国民年金事業

国民年金制度は昭和34年に発足して以来、着実に発展をとげ、昭和60年の公的年金制度の大改正による基礎年金の導入を経て、国民皆年金が実現した。また、平成22年1月1日、社会保険庁が廃止され公的年金業務を担う組織として日本年金機構が発足した。本格的な高齢社会の到来を迎え、国民年金制度は国民の老後の所得保障の中核を担う制度として果たす役割は一層重要なものになってきている。この国民年金制度の運営においては、市町村の事業に対する効率的かつ効果的な事務処理の実施が求められている。

本市においては、市民の老後の生活基盤の安定を図るため、資格適用促進に積極的に取り組むなど市民の年金受給権確保のために次の事業を推進した。

1. 被保険者の適用の推進

年金事務所との協力連携のもとに、20歳到達者の完全適用をはじめとする未加入者の適用推進に努めた。

2. 保険料の免除の適正化

保険料の免除(法定免除・申請免除)および学生納付特例などの適正化に努めた。

3. 広報活動等の推進

国民年金制度に対する正しい知識と理解を深めるため、積極的な広報活動を行った。

年度末における国民年金の被保険数等は、下記の細事業:資格給付事業のとおりである。

細事業: 資格給付事業

1. 被保険者数

(単位:人)

第1号強制	第1号任意	第3号	合計	
15, 433	3 3 8	9, 147	24, 918	

2. 適用(加入)状況 (単位:人)

第 1 号強制								
学 生	適用もれ	20歳到達	第2号から	第3号から移行及び	外国からの	合 計		
			移行	任意加入から移行	転入			
353	2 9	669	2, 162	8 9 5	8 8	4, 196		

3. 免除状況 (単位:人)

免除被保険者数								
计中在队		申請	免除	学生	若年者	∧= I		
法定免除	全額	3/4 免除 1/2 免除		1/4 免除	納付特例	納付猶予	合計	
1, 292	2, 424	3 2 7	204	6 5	2, 151	592	7, 055	

4. 裁定請求状況

ア. 基礎年金等(市受付分)

年金の種別	請求件数
老齢基礎年金	2 1件
老齡年金·通算老齡年金	O件
障害基礎年金	45件
障 害 年 金	O件
遺族基礎年金	1件
寡 婦 年 金	O件
死 亡 一 時 金	7件
合 計	74件

イ. 福祉年金

年金の種別	請求件数
老齢福祉年金	0件